

政令番号32 アントラセン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道	1.0E-1			0.1				0.1
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	4.0E-1			0.4		4.3E+3	4,300.0	4,300.4
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	3.2E+1			32.3				32.3
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	3.3E+0			3.3				3.3
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	8.4E+2			840.0		9.2E+2	920.0	1,760.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	2.0E-1			0.2				0.2
24	三重県						2.0E+0	2.0	2.0
25	滋賀県	1.6E+1			16.0				16.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.6E+1			15.9				15.9
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1		1.3E+3	1,300.0	1,300.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						3.6E+1	36.0	36.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	7.5E+2			750.8				750.8
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全	国	1.7E+3			1,659.1		6.6E+3	6,558.0	8,217.1

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。